

元文宗務第23号

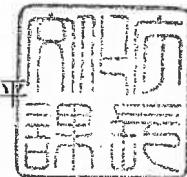
令和元年6月18日

各都道府県

宗教法人事務主管課長 殿

文化庁宗務課長

南 新



(印影印刷)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る  
ための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う事務の取  
扱いについて（通知）

令和元年6月14日に公布された、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）によつて、別紙のとおり宗教法人法の一部が改正され、令和元年9月14日から施行されることとなりました。

については、これに伴う宗教法人に関する事務については、下記の点に留意の上処理するとともに、貴職が所轄するすべての宗教法人に対する周知方よろしく取り計らい願います。

### 記

1. 今回の法改正は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図ることを目的として、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、

心身の故障の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するとともに、所要の規定を整備するものである。

2. これに伴い、宗教法人法第22条に規定される宗教法人の役員の欠格事由のうち、第2項の規定が「成年被後見人又は被保佐人」から「心身の故障によりその職務を行うに当たつて必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことのできない者」に改められた（別紙参照）。
3. よって、令和元年9月14日からは、今回の法改正の趣旨にしたがい、心身の故障がある者について、宗教法人の責任役員等としての適格性、すなわち職務を行うに当たつて必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるか否かを、各宗教法人が個別的、実質的に判断することとなる。なお、宗教法人の責任役員等の職務としては、例えば、予算編成、決算承認、財産処分、借入及び保証、事業管理運営、規則変更、合併及び解散並びに残余財産処分等についての議決参加などが考えられるところである。

(別紙)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(抄)

(令和元年法律第37号)

(宗教法人法の一部改正)

第七十条 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

- 第二十二条 第二号を次のように改める。  
 二 心身の故障によりその職務を行うに当たつて必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うこと  
 ができない者

- 第二十二条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(参考) 新旧対照表(抄)

○宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)(第七十条関係)

	新	旧
(役員の欠格事由)		
第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることができない。 一 (略) 二 心身の故障によりその職務を行うに当たつて必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることができない。 一 (略) 二 成年被後見人又は被保佐人	第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることができない。 一 (略) 二 成年被後見人又は被保佐人
三 禁錮 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者	三 禁錮 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者	三 禁錮 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者